

福井県報

号外第24号
平成21年
3月31日(火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

(※は、県例規集登載事項)

- 人事委員会規則**
- ※福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(六)……………一
 - ※越前町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(七)……………一
 - ※高浜町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(八)……………一
 - ※永平寺町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(九)……………一
 - ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一〇)……………一
 - ※福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一一)……………五
 - ※福井県職員の有休休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(一二)……………五
 - ※初任給規則、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(一三)……………五

人事委員会規則

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第六号

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

福井県の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福井県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一会計局の項中「局長」を「技幹課長」に、「次長補佐」を「課長補佐」に

、「総括主任、主任および企画主査(支出負担行為の確認または歳計現金の管理を担当する者に限る。)」を「支出負担行為の確認または歳計現金の管理を担当する総括主任、主任および企画主査(会計課に所属する者に限る。)」に改める。

別表第二陶芸館の項を削り、同表産業技術専門学院の項の次に次のように加える。

恐竜博物館	館長	副館長	利用サービ
	ス室長		

別表第二県営牧場の項中「場長 次長」を「場長」に改め、同表恐竜博物館の項を削る。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

越前町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第七号

越前町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

越前町の管理職員等の範囲を定める規則(平成十七年福井県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一町長部局の項中「人事または給与」を「人事、給与または行政」に改める。

別表第二総合事務所の項を次のように改める。

住民サービス室	室長
---------	----

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

高浜町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第八号

高浜町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

高浜町の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福井県人事委員会規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一町長部局の項中「課長」を「課長室長」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

永平寺町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第九号

永平寺町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

永平寺町の管理職員等の範囲を定める規則(平成十八年福井県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一町長部局の項中「理事 課長」を「課長」に改め、同表教育委員会事務局の項中「教育長 理事」を「教育長」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第十号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第十一項第一号中「第一項第三号から第五号まで」を「第一項第四号から第六号まで」に改める。

号まで」に改め、同条第十二項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改める。
 第三十一条第七項第一号中「第三十条第一項第三号から第五号まで」を「第三十条第一項第四号から第六号まで」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改める。
 別表第一「医療職給料表(三)の項中」、「総務部 大学・私学振興課」を削る。
 別表第十一「知事の事務部局の部本庁の項中」を削り、同部嶺南振興局の項中

企画参事 二州農林 部技術経 営支援課 長 水産漁港 課長 二州県税 相談室長	管理納税 課長 課税課長 地域農業 振興課長 農業経営 支援部技 術経営支 援課長
企画参事 二州農林 部技術経 営支援課 長 水産漁港 課長 二州県税 相談室長	管理納税 課長 課税課長 地域農業 振興課長 農業経営 支援部技 術経営支 援課長
企画参事 二州農林 部技術経 営支援課 長 水産漁港 課長 二州県税 相談室長	管理納税 課長 課税課長 地域農業 振興課長 農業経営 支援部技 術経営支 援課長
企画参事 二州農林 部技術経 営支援課 長 水産漁港 課長 二州県税 相談室長	管理納税 課長 課税課長 地域農業 振興課長 農業経営 支援部技 術経営支 援課長

企画参事 二州農林 部技術経 営支援課 長 水産漁港 課長 二州県税 相談室長	管理納税 課長 課税課長 地域農業 振興課長 農業経営 支援部技 術経営支 援課長
企画参事 二州農林 部技術経 営支援課 長 水産漁港 課長 二州県税 相談室長	管理納税 課長 課税課長 地域農業 振興課長 農業経営 支援部技 術経営支 援課長
企画参事 二州農林 部技術経 営支援課 長 水産漁港 課長 二州県税 相談室長	管理納税 課長 課税課長 地域農業 振興課長 農業経営 支援部技 術経営支 援課長
企画参事 二州農林 部技術経 営支援課 長 水産漁港 課長 二州県税 相談室長	管理納税 課長 課税課長 地域農業 振興課長 農業経営 支援部技 術経営支 援課長

を

	林業・木 材活用課 長 林業事業 課長 開発課長 農村整備 課長 林業水産 課長
	林業・木 材活用課 長 林業事業 課長 開発課長 農村整備 課長 林業水産 課長
	林業・木 材活用課 長 林業事業 課長 開発課長 農村整備 課長 林業水産 課長
	林業・木 材活用課 長 林業事業 課長 開発課長 農村整備 課長 林業水産 課長

に改め、

同部自治研修所の項中「次長」を削り、同部
東京事務所の項中

「所長」を

「所長」に改め、同部生活

学習館の項中

館長 副館長

を

副館長

に改め

、同部原子力環境監視センターの項中

「所長」を

「次長」

「所長」「次長」に改め、同部丹南

健康福祉センターの項中

地域支援
室長

地域支援 室長	課長(武 生福祉保 健部福祉 課長を除 く。)
地域支援 室長	課長(武 生福祉保 健部福祉 課長を除 く。)
地域支援 室長	課長(武 生福祉保 健部福祉 課長を除 く。)
地域支援 室長	課長(武 生福祉保 健部福祉 課長を除 く。)

を

	地域支援 室長 課長
	地域支援 室長 課長
	地域支援 室長 課長
	地域支援 室長 課長

に改め、

同部総合福祉相談所の項中

「 所長
次長」を

「 所長
次長」に改め、同部こども療育センターの項および県立病院の項中「主任医長」を削り、同部自然保護センターの項中

「 次長」を

「 次長」に改め、

「 次長」を

同部窯業指導所の項および陶芸館の項を削り、同部福井人材開発センターの項中

「 所長」を

「 所長
次長」に改め、

同部敦賀人材開発センターの項中「次長」を削り、同項の次に次のように加える。

恐竜博物館	館長	副館長	利用サー ビス室長					
-------	----	-----	--------------	--	--	--	--	--

別表第十一知事の事務部局の部奥越農林総合事務所の項中「計画課長」を削り、同部丹南農林総合事務所の項中

「林業・木材活用課長」を

「計画課長」

「計画課長」に改め、同部農業試験場の項中

「 管理室長
課長」を

「 部長
員」を

「 部長
管理室長
課長」に改め、同部食品

「 部長
員」を

加工研究所の項中

「 所長」を

「 所長」に改め、同部畜産

試験場の項中

「 部長
管理室長」を

「 部長
企画支援
室長」に改め奥越高原牧場長

「 部長
管理室長
員」を

場の項および嶺南牧場の項を削り、同部福井土木事務所の項中「都市計画課長」を削り、同部奥越土木事務所の項中

「 勝山土木
次長」を

「 部長
次長(浄土寺川ダム)」を

「 勝山土木
部長」に改め、同部嶺南

「 次長」

振興局敦賀土木事務所の項中「環境施設整備

課長」を削り、同部舞鶴若狭自動車道敦賀用
地事務所の項中

「所長」を

「所長」に改め、同部嶺南

振興局小浜土木事務所の項中

次長 用地課長 地域整備 課長 建築課長		管理課長 道路保全 課長 港湾課長
----------------------------------	--	----------------------------

を

次長 地域整備 課長		管理用地 課長 道路保全 課長 建築課長
------------------	--	----------------------------------

に改め、

同部雪対策・建設技術研究所の項中

所長	管理室長	総括研究 員
----	------	-----------

を

	所長	管理室長 総括研究 員
--	----	-------------------

に改め

、同部浄土寺川ダム建設事務所の項を削り、
同部嶺南振興局河内川ダム建設事務所の項中

所長 次長		総務課長
----------	--	------

を

所長		次長 総務課長
----	--	------------

に改め、

同表教育庁の部本庁の項中

「参与」を

「企画幹」を

「参与」「企画幹」に改め、同部埋蔵

文化財調査センターの項中「次長」を「総括
文化財調査員」に改め、同表学校以外の教育
機関の部武道館の項中

「次長」を

「次長」に改め、

同部歴史博物館の項中

利用サー ビス室長 総括学芸 員		
---------------------------	--	--

を

副館長（ 学芸）		利用サー ビス室長
-------------	--	--------------

に改め、

同部恐竜博物館の項を削り、同部美術館の項
中「総括学芸員」を「副館長（学芸）」に改
める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施
行する。ただし、第三十条、第三十一条およ
び別表第一の改正規定は、公布の日から施行
する。

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関
する条例施行規則の一部を改正する規則を公
布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正
福井県人事委員会規則第十一号

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和三十一年福井県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「農林水産部農畜産課」を「農林水産部園芸畜産課」に改める。

第十八条中「安全環境部自然保護課」を「安全環境部自然環境課」に改める。

第十九条第一項第一号中「総務部工事検査課」を削り、「安全環境部廃棄物対策課」を「安全環境部循環社会推進課」に改め、「または福井駅周辺整備事務所」を、「福井駅周辺整備事務所または会計局工事検査課」に改め、同項第二号中「作業」の下に「恐竜博物館」を加え、「恐竜博物館」を削り、同項第三号中「浄土寺川ダムおよび」を削る。

第二十一条第二項中、「陶芸館」を削り、「産業技術専門学院」の下に「恐竜博物館」を加え、「農林水産部農畜産課」を「農林水産部園芸畜産課」に改め、「恐竜博物館」を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

福井県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第十二号

委員長 川上 賢正
福井県人事委員会規則第十三号

福井県一般職の職員等の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年福井県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第三十条第一項第三号から第五号まで」を「第三十条第一項第四号から第六号まで」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同条第三号中「第三十条第十一項」を「第三十条第十二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十一年三月三十一日

福井県人事委員会

委員長 川上 賢正

福井県人事委員会規則第十三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年福井県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。
別表第二下の表歯科衛生士の項中

短大3卒	1級21号給
短大2卒	1級15号給

改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

短大卒	2.5	5	別に定	別に定
0	2.5	8	める	める

を

短大3卒	1	5	別に定	別に定
0	1	6	める	める
短大2卒	2.5	5	別に定	別に定
0	2.5	8	める	める

に改める。

別表第六トの表歯科衛生士の項中

短大卒	1級15号給
-----	--------

を

平成二十一年三月三十一日印
平成二十一年三月三十一日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一九一〇四八二

福井県福井市大手三丁目一七番一號 福井県
福井県坂井市春江町中庄六一―三二 (株)エクスシート

☎ 五五六七八番